

重要事項説明書

〔訪問看護〕

利用者： _____ 様

事業者： ボンドシップ訪問看護リハビリステーション



1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）名	株式会社ボンズシップ
代 表 者	清水 誠太
所 在 地	東京都江東区東陽 3-10-5 丸半ビル別館 3 階
連 絡 先	TEL：03-5633-7290 FAX：03-5633-8242

2 事業所の概要**(1) 事業所の概要**

事業所名	ボンズシップ訪問看護リハビリステーション
所 在 地	東京都江東区東陽 3-10-5 丸半ビル別館 3 階
連 絡 先	TEL：03-5633-7290 FAX：03-5633-8242
管 理 者 名	黒木 康平
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	1360890113
ステーションコード	7295454
サービス提供地域	江東区、中央区、墨田区、江戸川区

(2) サテライト事業所

事業所名	ボンズシップ訪問看護リハビリステーション亀戸サテライト
所 在 地	東京都江東区亀戸 1-40-8 協和第 3 ビル 3 階
連 絡 先	TEL：03-5609-7079 FAX：03-5609-7353

事業所名	ボンズシップ訪問看護リハビリステーション森下サテライト
所 在 地	東京都江東区新大橋 1-4-4 イマス新大橋ビル 3 階
連 絡 先	TEL：03-6820-8010 FAX：03-5600-5455

事業所名	ボンズシップ訪問看護リハビリステーション平井サテライト
所 在 地	東京都江戸川区平井 5-23-13 ハイツ桑岡 403
連 絡 先	TEL：03-6661-8041 FAX：03-6661-8205

事業所名	ボンズシップ訪問看護リハビリステーション墨田サテライト
所 在 地	東京都墨田区業平 1-8-15 MS ビル 501 号室
連 絡 先	TEL：03-6456-1066 FAX：03-6456-1831

(3) 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始（12/31～1/3）を除く
営 業 時 間	8：45 ～ 17：45

※緊急時訪問看護加算契約利用者に対しては 24 時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

(4) 職員体制

	常 勤	非常勤	計
管 理 者	1 名	名	1 名
看 護 師	34 名	10 名	44 名
理学療法士	28 名	名	28 名
作業療法士	6 名	1 名	7 名
言語聴覚士	2 名	名	2 名

2 サービス内容に関する相談・苦情

① 相談・苦情担当

担当者： 管理者 黒木康平 TEL：03-5633-7290

受付時間： 月曜日～金曜日（8：45～17：45）

② その他

当事業所以外に区市町村の相談・苦情窓口

江東区 介護保険課 TEL：03-3647-9099

中央区 介護保険課 TEL：03-3546-5641

墨田区 介護保険課 TEL：03-5608-6924

江戸川区 介護保険課 TEL：03-5662-0309

東京都国民健康保険団体連合会 TEL：03-6238-0177

関東信越厚生局 東京事務所 TEL：03-6692-5119

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護（要支援）状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) 介護保険および医療保険の料金は料金表参照。

(2) (1)以外の料金

交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。 自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね1km以上につき100円を徴収いたします。
休日料金(医療保険)	土曜、日曜、祝日等に医療保険で訪問した場合、3,000円（税別）／訪問毎
医療用吸引機の 一時貸し出し	1日あたり1,000円（税別）
在宅以外および保険 対象外の訪問看護	1時間あたり9,000円（税別）
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料込みで10,000円（税別）
その他オプション	ご相談に応じます。
キャンセル料	サービス利用日の前日まで・・・無料 サービス利用日の当日連絡・・・基本料金（10割）に対する10% サービス利用日の当日不在・・・基本料金（10割）に対する20% ※但し、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

(3) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月20日までに請求しますので、あらかじめ指定された方法でお支払いください。

原則、ご利用料金のお支払いは口座自動引き落としにてご対応いただきます。

毎月27日に口座より引落しさせていただきます。金融機関休業日は翌営業日の引落としとなります。

諸事情により振込みによるお支払いの場合、振り込み手数料はご利用者にご負担いただきます。

5 個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報の収集は、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いたうえで収集いたします。
- (2) 個人情報の利用は、訪問看護サービス契約第10条2項のとおり、利用目的の達成に必要な範囲において適正に利用いたします。
- (3) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

6 理学療法士等による訪問

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問です。

7 入院等による一時休止の期間

入院等により訪問看護のサービスが2週間休止する場合は、再開する際にあらためて訪問の曜日および時間を調整いたします。

8 衛生管理及び従事者の健康管理

- (1) 施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

9 非常災害対策（BCP 策定）

- (1) 非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成し、防水管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難・救出その他必要な研修、訓練を行うものとします。
- (2) BCPの委員会を設置し年1回以上開催し、定期的な更新を図るものとします。

10 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
 - ①虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他、虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区の担当者に報告するものとします。

11 感染症対策に関する事項

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次のとおり措置を講ずるものとします。

- (1) 感染症及びまん延防止のための指針の整備をするものとします。
- (2) 感染症及びまん延防止のため年1回以上研修及び訓練を実施するものとします。
- (3) 感染対策委員会を設置し年1回以上開催するとし、定期的な更新を図るものとします。
- (4) 専任担当者を管理者とするものとします。

訪問看護サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して訪問看護契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

【事業者】

社 名：株式会社ボンズシップ
住 所：東京都江東区東陽3-10-5 丸半ビル別館3階
代 表 者：清水 誠太
事 業 所：ボンズシップ訪問看護リハビリステーション
住 所：東京都江東区東陽3-10-5 丸半ビル別館3階
管 理 者：黒木 康平
(事業所番号：1360890113)
(ステーションコード：7295454)

説 明 者：

私は訪問看護契約書および本書面により、訪問看護サービスについての重要事項説明を受け
個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意のうえ交付を受けました。

年 月 日

【ご利用者】 住 所 _____

氏 名 _____

【ご家族】 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)